

担当官説明資料

建設工事関係者連絡会議

厚生労働省 北海道労働局 稚内労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 稚内署管内の建設業労働災害発生状況
- 計画届について
- 石綿について
- 稚内署からのお知らせ
- 注意事項

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

外壁修繕工事のための足場組立て作業中、足場の1段目から脚立を伝って降りようとしたところ、バランスを崩し、約1.5mの高さから地上に墜落したものの。（70代男性、2か月）

木造住宅新築工事現場において、2階の床材を運搬中に梁の上（地上約3m）から墜落し、頭部を骨折したものの。（30代男性、1か月）

同僚と2人で資材を手を持って運搬し、所定の位置（土台）に置いた際に、資材と土台の間に指を挟め、創傷を負ったものの。（40代男性、1週間）

新築工事現場において、昇降設備を使わずに、鉄骨の骨組を伝って降りようとした際にバランスを崩して墜落し、左足と左手を強打して骨折したものの。（外国人技能実習生、20代男性、3か月）

配管工事において、配管の穿孔を行うため、手持ち式のドリルを左手に持って作業していたところ、誤って添えていた右手薬指に接触し、腱を断裂したものの。（40代男性、2週間）

外壁改修工事において、1階屋根上に立って作業していたところ、誤って墜落し、胸を骨折したものの。（70代男性、1週間）

3

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

社用車で工事現場へ向かっている途中、対向車線から右折してきた車に衝突し、右膝等を骨折したものの。（40代男性、3か月）※同乗の他3名も受傷。

社用車（トラック）で工事現場へ向かっている途中、右折したところ、対向車線を直進してきた車と衝突し、骨盤等を骨折したものの。（20代女性、1か月）※同乗の他1名も受傷。

排水管理設工事において、埋設管を手を持って法面（高さ1.6m、傾斜17度）を下りようとした際に滑落し、胸を強打し、骨折したものの。（50代男性、1か月）

倉庫の整理作業において、セメント袋を抱えて持ち運んでいたところ、床の資材に足を躓いて転倒。転倒の際に右手をつき、母指を切創したものの。（50代男性、2週間）

新築工事現場において、強風によりコンパネが飛び、右側頭部に激突し、切創したものの。（40代男性、1週間）

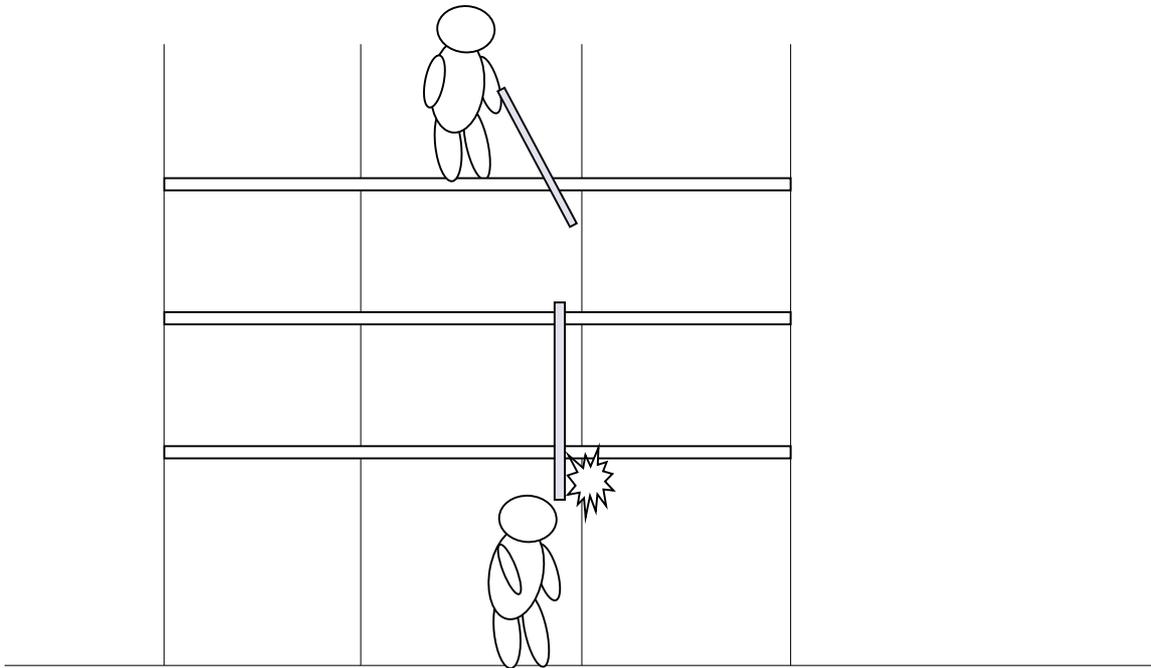
改修工事現場において、屋根上で板金作業をしていたが、雨により足元が滑りやすくなり、滑った拍子に鋼板に右手をかけ、中指の腱を断裂したものの。（30代男性、3週間）

橋台設置工事において、鋼管杭の打設作業中、杭打機のスクリューに付着していた凍った土塊が落下し、下方で調整作業を行っていた被災者の左肩に当たり、骨折したものの。（30代男性、1か月）

4

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

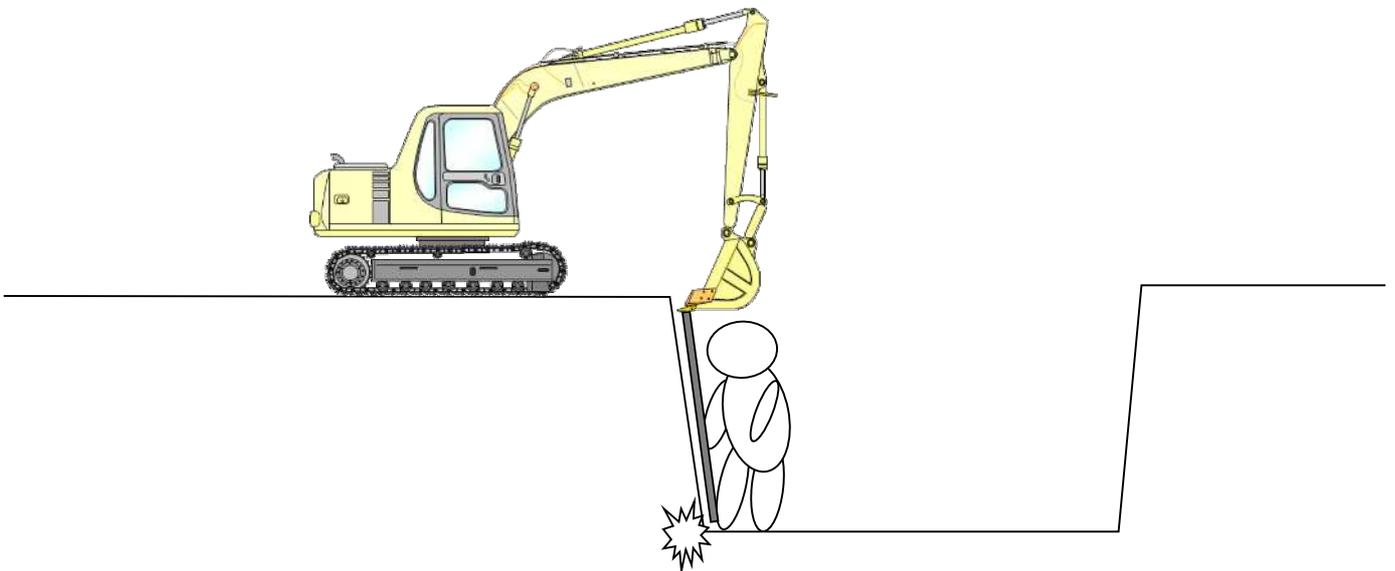
外壁修繕工事のための足場組立て作業中、足場の4段目に置いていた単管が落下し、地上で資材を運搬していた作業者の顔面に激突したもの。（70代男性、1か月）



5

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

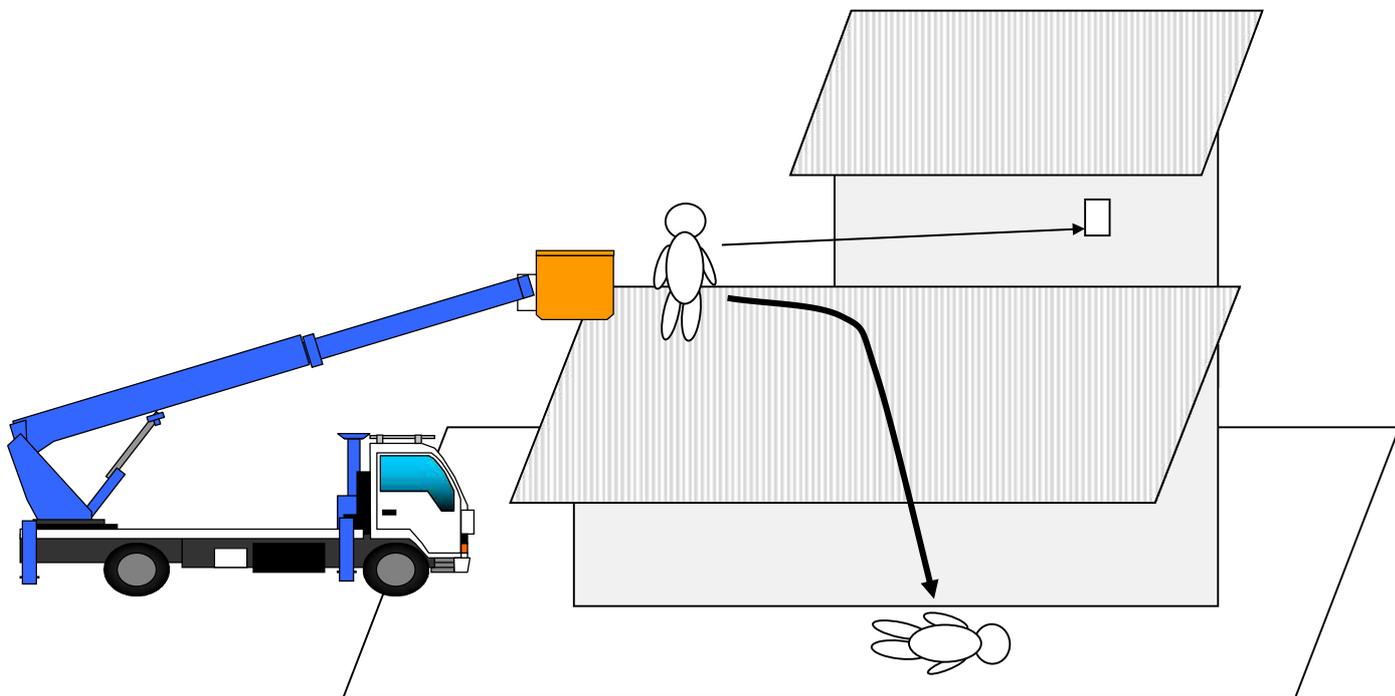
漁港工事において、掘削面に鉄板を立てかけるため、ドラグショベルを使用して、鉄板を上から押しこんだところ、被災者の足が鉄板の下に入り込んでおり、右足の母趾を断裂したもの。（50代男性、3か月）



6

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

一般家屋のTVアンテナ工事において、2階外壁に設置されている機器の作業を行うため、高所作業車から1階屋根に降りて近づこうとしたところ、屋根から地面に滑り落ち、左足を骨折したものの。（40代男性、1か月）



7

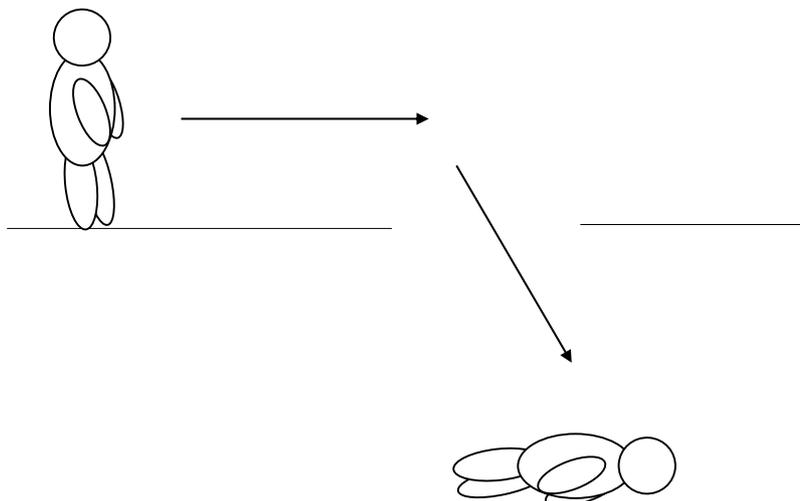
令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

（旅館業）

水漏れの修繕工事のため、開けられていた床面の地下点検口に気づかず通過し、墜落したものの。

（50代男性、2か月）

※墜落した男性は旅館に務める従業員



2025年4月から工事を行う事業者の法違反になります！

8

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

（旅館業）

水漏れの修繕工事のため、開けられていた床面の地下点検口に気づかずに通過し、墜落したものの。
（50代男性、2か月）

労働安全衛生規則第530条

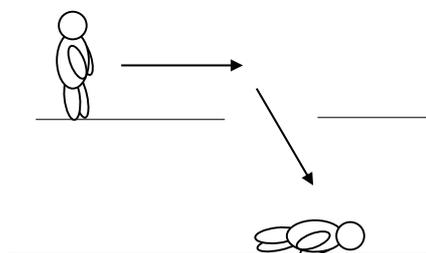
事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に**関係労働者以外の労働者**を立ち入らせてはならない。

2025年4月から拡大

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象

本条だけでなく、あらゆる立入禁止等を定めたものについて対象が拡大されます

（例、足場組立時の立入禁止、重機の旋回範囲内...等）



9

計画届・設置届について

計画届の対象工事（主なもの）

- 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。次号において同じ。)に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事

設置届の対象機械（主なもの）

- 型わく支保工のうち、支柱の高さが3.5m以上のもの。
- 架設通路のうち、高さ及び長さがそれぞれ10m以上のもの。
- 足場のうち、つり足場、張出し足場以外の足場にあっては高さが10m以上の構造のもの。つり足場、張出し足場にあっては、すべてのもの。

（ただし、いずれの足場も、組立てから解体までの期間が60日未満のものは届出不要。）

10

計画届は、**工事開始の 14日前**までに提出！

「地山の掘削の計画届の場合、掘削の14日前に提出すればよい。」は誤りです！

契約工期の始まり = 工事開始ではありませんが、本格的な乗り込みの14日前には提出できるよう余裕を持った工期設定をお願いいたします。

11

問

地山の掘削の計画届の場合、掘削の14日前に提出すればよい。○か×か

答 ×

掘削開始の14日前ではなく、工事開始の14日前となります。

契約工期の始期 = 工事開始ではありませんが、少なくとも本格的な乗り込みの14日前には提出できるよう余裕を持った工期設定をお願いいたします。

12

設置届は、当該機械の 設置開始の 30日前までに提出！

計画届と違い、工事開始ではなく、対象物そのものの設置開始の30日前です。

※設置開始＝組立開始を意味します。

問

6月16日から足場を組み立てはじめ、7月1日から足場を使用した作業を始めた。

足場を使用するのは7月1日だから、6月1日までに設置届を提出すればよい。○か×か。

答 ×

足場の組立開始の30日前までなので、6月16日の30日前には設置届を提出する必要があります。

計画届・設置届について

例題

法面補修工事（治山工事）等で10m以上の高さの地山の掘削を行う。
掘削面の脇に安全通路として、ステップを設置する。
工期は概ね3か月を予定している。

問

必要な工事の開始前に必要な届出は？（安全衛生法関連）

答

地山の掘削の計画届（工事開始の14日前）
架設通路の設置届（架設通路設置の30日前）
このほか、下請けを使用する場合は特定元方事業開始報告が必要となります。

15

石綿について

石綿則第3条（抜粋）

建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事

つまり、解体・改修を行う場合は解体物の大きさや発注金額にかかわらず、石綿の有無を調査する必要があります。

16

石綿の届出について

石綿事前調査結果の報告（石綿則第4条）

以下に示す場合には、石綿事前調査結果報告システムにより事前調査結果の報告が必要です。

- 1 建築物の解体工事(当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものに限る。)
- 2 建築物の改修工事(当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものに限る。)
- 3 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)
- 4 船舶(総トン数二十トン以上の船舶に限る。)の解体工事又は改修工事

また、事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります

17

石綿関係の届出について

計画の届出（安衛則第90条）

以下に示す場合には、監督署に計画届を提出する必要があります。

- 建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。次号において同じ。)に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事

18

石綿除去工事に必要な資格・もの・こと

- ・ 建築物石綿含有建材調査者による事前調査
- ・ 石綿事前調査結果の報告（石綿事前調査結果報告システム）
- ・ 石綿事前調査結果の現場への掲示（石綿含有の有無にかかわらず）

以下、石綿が含まれる場合

- ・ 石綿除去の作業計画の作成
- ・ 監督署への計画届の提出（レベル1～レベル2）
- ・ 石綿作業主任者の選任
- ・ 石綿特別教育修了者による作業の実施
- ・ 石綿関連の掲示物の掲示（立入禁止、飲食禁止等）
- ・ 石綿作業記録の保管

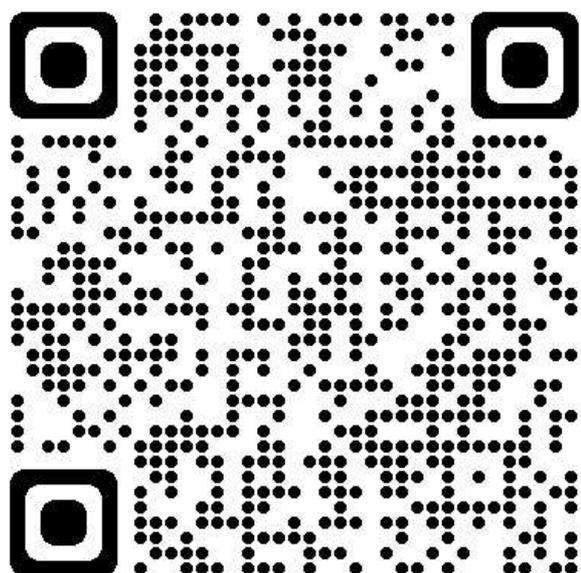
この他、対象物によって、養生、セキュリティゾーン、集じん機、掃除機、保護具等さまざまな措置が必要となり、多大な費用が生じます。

19

石綿に関する資料

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



20

いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか？ ※30秒動画編

<https://www.youtube.com/watch?v=Wq3iodwS594>



21

新たな化学物質規制

名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- 令和4年2月の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性の категорияで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）をリスクアセスメント対象物に追加（対象物質の裾切り値は※1により設定）。
- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。【安衛法第57条及び法第57条の2】
- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。【安衛法第57条の3】

ポイント

- SDSをもらうこと
- 容器に名称等を表示すること
- リスクアセスメントを実施すること

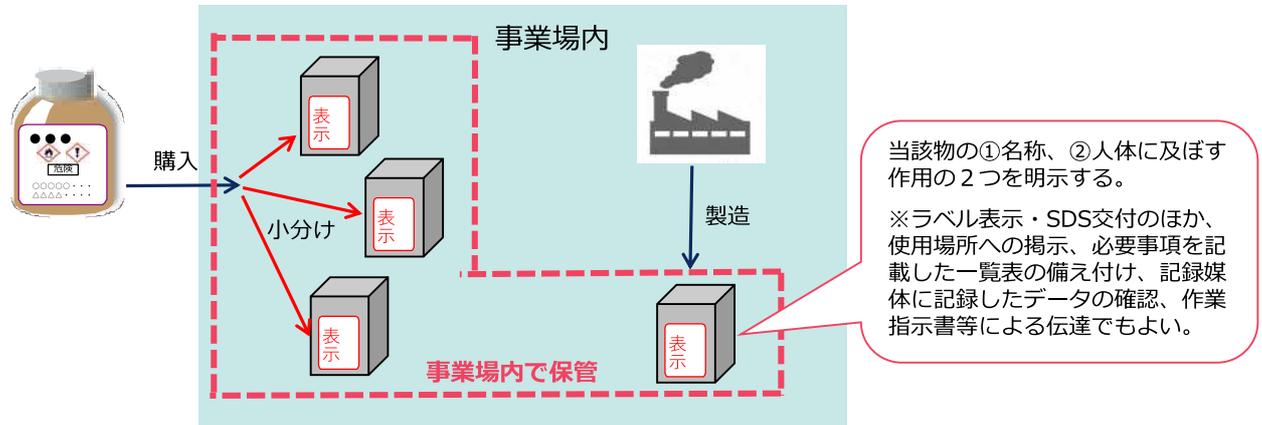
22

新たな化学物質規制

化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下のとおり改正。
 - ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

23

新たな化学物質規制

化学物質管理者の選任

(1) 選任が必要な事業場

- ・ リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件あり）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・ 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

(※) 専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す

- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習(※)の修了者

- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づきばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

24

新たな化学物質規制

保護具着用管理責任者の選任

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他

保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関する事。②労働者の保護具の適正な使用に関する事。③保護具の保守管理に関する事。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関する事。②労働者の保護具の適正な使用に関する事。③保護具の保守管理に関する事。	1時間

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

25

監督署からのお知らせ①

令和3年12月20日（月）に稚内地方合同に移転したことに伴い、電話番号が変更しています。

0 1 6 2 - 7 3 - 0 7 7 7

毎月の災害統計や災害事例や法改正については、稚内署HPに掲載しています。

稚内労働基準監督署からのお知らせ

検索

稚内労働基準監督署からのお知らせ

労働条件に関するお知らせ

安全衛生に関するお知らせ

Safeコンソーシアム加盟企業

○製造業
・株式会社豊原中乳公社
・株式会社明治 稚内工場

○建設業
・株式会社中田組
・源産業株式会社
・丹羽建設株式会社 (五十員所)

Safeコンソーシアムとは
増加傾向にある労働災害（特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害）の防除を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、適宜に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組み加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていきます。加盟は無料です。（Safeコンソーシアムポータルサイトより）

労働災害発生状況

令和6年
令和6年1月末（災害統計）
令和6年2月末（災害統計）
令和6年3月末（災害統計）
令和6年4月末（災害統計）

ニュース&トピックス

- 新着情報
- イベント
- 報道発表資料
- 労働局からのお知らせ
- 労働基準監督署からのお知らせ
- ハローワークからのお知らせ

お役立ち情報

- 法令・様式集
- 選定・委託情報
- 電子申請(e-Gov)
- 労働保険関係（申告・納付・年度更新）
- 外国人労働者相談コーナー
- 国産財産物引当額

27

その他

- ・メンタルヘルス対策として、ストレスチェックをお願いします。
- ・治療と仕事の両立支援をお願いします。
- ・指揮命令下における移動時間は通勤ではなく労働時間となり時間外労働になる場合が多いので割り増し賃金が必要です。
- ・屋内で内燃機関は原則として使用しないでください。一酸化炭素中毒に注意してください。
- ・酸欠危険箇所で作業がある場合は事前確認し、立入禁止や保護具等の防護措置を講じてください。また、緊急時に2次災害が発生しないよう空気呼吸器等の準備並びに安全衛生教育を講じてください。
- ・外国人労働者の災害防止対策を講じてください。母国語教材の活用や安全標識等を活用してください。
- ・労災隠しにならないよう、遅滞なく監督署に連絡してください。
- ・人身取引は犯罪です。
- ・受動喫煙対策にご協力ください。
- ・交通労働災害に注意してください。
- ・振動障害予防のために、振動工具（チェーンソーやランマー）等を使用する際は防振手袋を使用しましょう。
- ・荷台からの墜落等の荷役労働災害に注意してください。

28



安心して働ける職場環境づくり

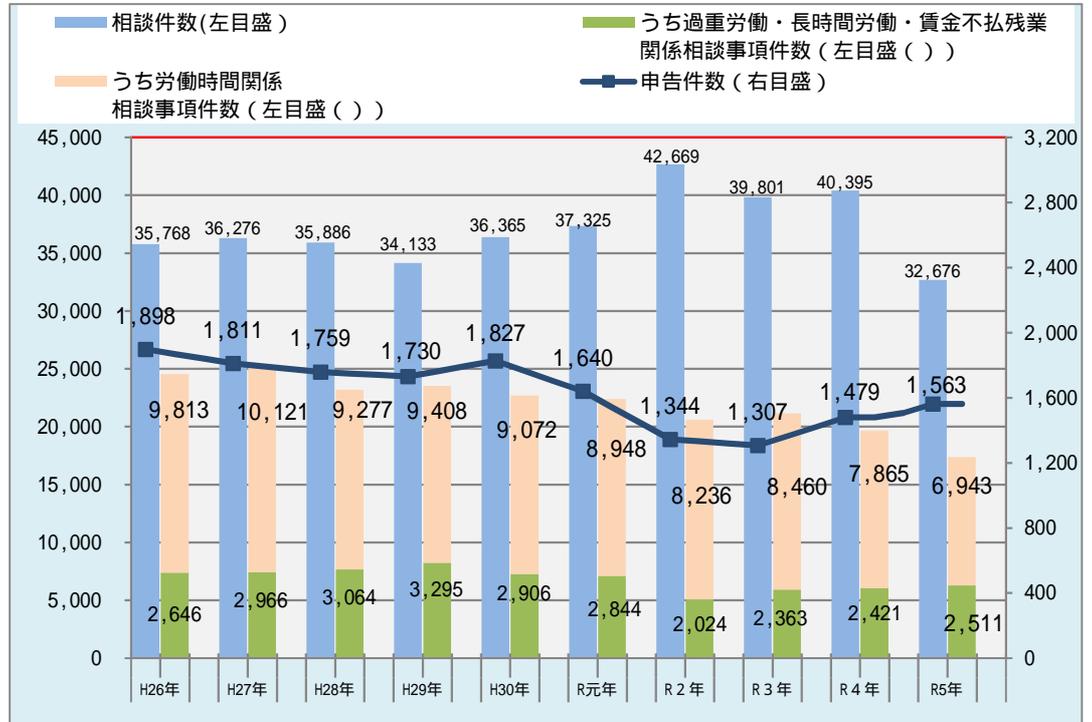
働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

監督課

- 1 時間外労働の上限規制 (件)
適用(いわゆる「2024年問題」)に対し、適切に対応します。
- 2 長時間労働の抑制を図るため、労働基準行政が一体となった過労死等防止対策に取り組みます。
- 3 中小企業、小規模事業者が基本的労働条件の枠組みを確立できるよう支援を行い、法定労働条件の履行確保を図ります。
- 4 労働基準監督機関としての権限を適正かつ齊一的に行使いたします。

申告・相談件数の推移

(件)



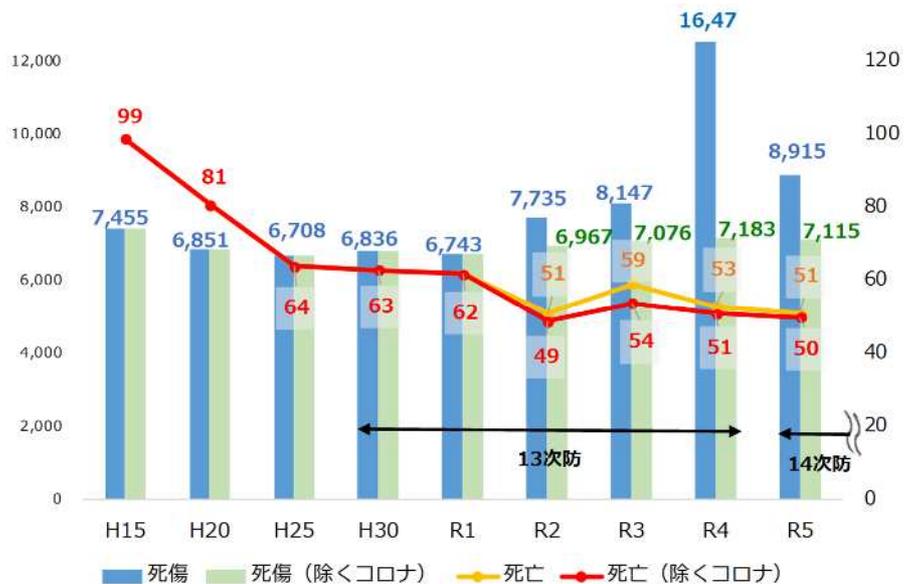
働く人の安全と健康の確保

安全課 健康課

- 1 第14次労働災害防止計画(2023年度~2027年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組みます。本年度は、
死亡者数を過去最少人数の49人以下とさせます。
休業4日以上の死傷者数を、令和4年と比較して減少に転じさせます。
- 2 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重点事項に掲げ、その増加に歯止めをかけます。

全産業における死傷者数の推移

(人)



(令和5年の数字は令和6年2月末速報値)

内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011-709-2311 の各担当課・室(監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課)又は各労働基準監督署までお問合せください。

北海道労働局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html/>)

メンタルヘルス取組状況 (R6.2月末現在)

- 各事業場において、メンタルヘルス不調の予防など、メンタルヘルス対策の取組が実施されるよう、特定6業種（卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、清掃業）を中心に取組を推進します。
- 化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害の防止に取り組みます。
- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて、暑さ指数（WBGT値）の把握・活用などによる熱中症対策の取組が促進されるよう周知・指導を実施します。

	対象事業場数	取組のある事業場数	取組の割合
特定6業種 (30人以上)	4,888	3,705	75.8%
特定6業種 (30~49人)	2,971	2,035	68.5%
全産業 (30名以上)	13,601	10,615	78.0%

労災補償対策の推進

労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の早期決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

労災給付新規受給者数の推移 (人)



脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況 (件)



最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。

最低賃金の件名	時間額 (円)	効力発生日
北海道最低賃金	960	令和5年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	996	令和5年12月1日
鉄鋼業	1,030	令和5年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997	令和5年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	990	令和5年12月1日

賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者には以下の支援を行います。

- 賃金引き上げ特設ページ
- 業務改善助成金
- 北海道働き方改革推進支援センター



賃金引き上げ特設ページ



業務改善助成金



働き方改革推進支援センターのご案内

第14次 労働災害 防止計画

厚生労働省 北海道労働局

誰もが安全で健康に働くために

計画期間

2023(R5)年度から2027(R9)年度までの5か年間

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○死亡災害 **2022(R4)年と比較して10%以上減少**

○死傷災害 **2022(R4)年と比較して減少に転じさせる**

計画のねらい

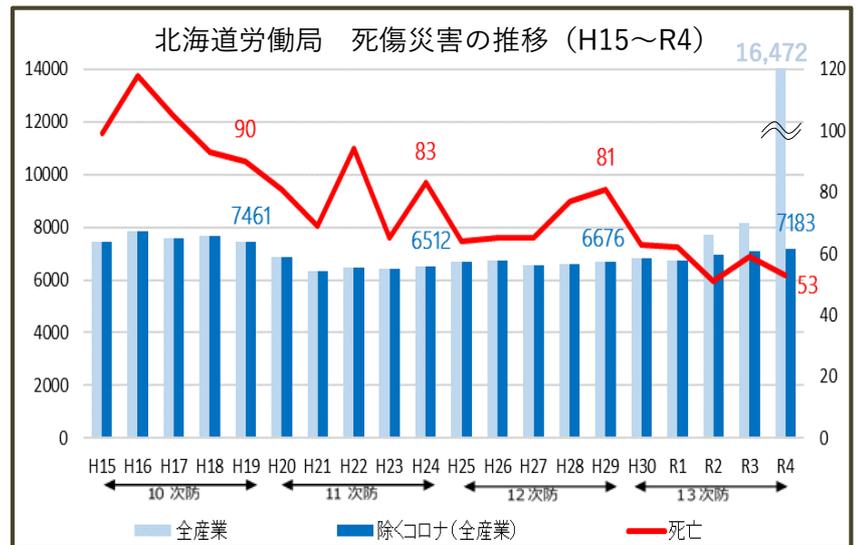
北海道の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し、死亡災害は減少しているものの、休業4日以上死傷災害は、ここ数年増加傾向にあります。

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。また、消費者・サービス利用者においても安全衛生対策費への理解が求められます。

安全衛生に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ります。



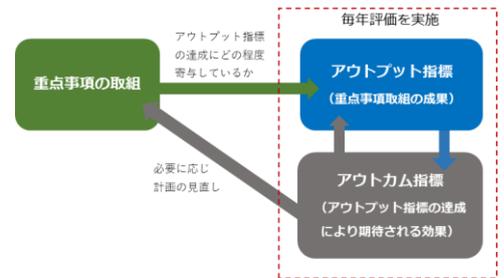
第14次防詳細はこちら→



計画の重点事項

重点事項（8項目）の取組の成果としてアウトプット指標を定めるほか、アウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、毎年これらの指標を用いて計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

（リーフレットに記載したアウトプット指標は全て2027年までの取組みとなります。）



1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

全業種対象

- 安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む
- 安全衛生対策におけるDXの推進（AIやウェアラブル端末等の技術を活用した安全衛生活動の推進、危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化）



2 重点業種における労働災害防止対策の推進（建設業、小売業・社会福祉施設）

- 建設業 高所からの墜落・転落防止措置を確実に実施するとともに、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施する
- 小売業・社会福祉施設 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。介護・看護作業において、「ノーリフトケア」の導入を進める



アウトプット指標	目標
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ○墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%（総合建設業は90%）以上とする ○正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ○ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して増加させる
アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業の死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる ○社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる



（重点事項ごとの具体的取組は指標に関連した事項の抜粋です。詳しくは北海道労働局第14次労働災害防止計画をご確認ください。）

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む

アウトプット指標 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組みを実施する割合を50%以上とする

アウトカム指標 60歳代以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む

アウトプット指標 母国語や視聴覚教材を用いて外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を50%以上とする

アウトカム指標 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする

5 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 転倒災害対策にハード・ソフト両面から対策に取り組む



アウトプット指標 転倒防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上とする

アウトカム指標 ○転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける
○転倒による平均休業見込日数を40日以下とする

6 その他の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、製造業、林業）

- 陸上貨物運送業 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する
- 製造業 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む
- 林業 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する



アウトプット指標 ○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業所を含む。）の割合を45%以上とする
○機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上とする
○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を50%以上とする

アウトカム指標 ○陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる
○製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる
○林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

7 労働者の健康確保対策の推進

● 全業種対象

- ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する

アウトプット指標 ○メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を80%以上とする
○50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする
○必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする

アウトカム指標 仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする



8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

● 全業種対象

- SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自発的なばく露低減措置を実施する
- 石綿の事前調査を確実に実施し、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する
- 熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する



アウトプット指標 ○ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする
○リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とするとともに、その結果に基づいて必要な措置を実施している事業場の割合を80%以上とする
○熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる

アウトカム指標 ○化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して5%以上減少させる
○熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる



建設工事着工期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

（運動期間 令和6年4月1日～6月30日）

厚生労働省北海道労働局

建設業における令和5年の労働災害発生状況は、令和6年1月末現在の速報値をみると、死亡者数は6人と前年同期に比べ17人減少し、死傷者数についても870人（新型コロナウイルスによるものを含む）と前年同期に比べ95人減少しています。死亡災害における「事故の型」では、「墜落、転落」が3人と最も多く、死亡者数の半数を占めているほか、死傷災害における「事故の型」では「墜落、転落」が31.5%と依然として3割以上を占めています。

また、令和6年に入り、建設業における死亡者数は既に3人（令和6年2月末現在）に上っており、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が必要とされるところです。

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要です。

このため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

加えて、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

- 1 運動期間：令和6年4月1日～6月30日
- 2 主唱者：厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署（支署）
- 3 協賛者：建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、一般社団法人建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北海道支部、一般社団法人プレハブ建築協会北海道支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会、建設工事発注者連絡協議会
- 4 実施者：建設業関係各事業場（工事現場）

1 重点実施事項

- (1) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- (2) 現場管理を行う事業者における教育の実施
 - ア 元方事業者が実施すべき事項
工事現場担当職員に対する教育(現場管理、作業計画、リスクアセスメント(以下「RA」という。))のたて方、関係請負人に対する教育援助(作業計画等)の実施
 - イ 工事現場担当職員が実施すべき事項
関係請負人に対する教育及び指導援助(作業計画、RAのたて方、KYT、TBMの方法等)
 - ウ 直接工事を請負う事業者
自ら雇用する作業員に対する教育(就業制限業務、高所作業における措置、はしご等の正しい用具の使い方)の実施
 - エ 外国人労働者に対する事項
母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施
- (3) 経営首脳者による安全パトロールの実施
- (4) 現場における元方事業者による以下の統括安全衛生管理の徹底
 - ア 協議組織の設置・運営及び関係請負人の参加
 - イ 作業間の連絡・調整の確実な実施
 - ウ 作業場所の巡視の確実な実施
 - エ RA・KYT・TBM等の安全活動の実施
 - オ 工程計画及び機械・設備の配置計画の策定並びに関係請負人が策定する作業計画への指導
- (5) 職長、作業主任者による安全衛生管理活動の促進
- (6) 運動期間中、特に、工事開始時期及びその後一定期間ごと並びに「建設安全週間」に、店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等の集中的な実施
- (7) 安全大会の実施、「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上
- (8) 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- (9) 転倒災害防止対策の取組
- (10) 熱中症予防対策の取組

2 安全パトロール等の安全活動時における確認事項

- (1) 墜落・転落災害防止対策
 - ア 墜落・転落災害の防止に関するRAの確実な実施
 - イ 開口部の養生、危険箇所の表示
 - ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - オ 防網の設置、墜落制止用器具取付設備の設置
 - カ フルハーネス型墜落制止用器具の確実な着用
 - キ はしご等の使用時における安全ブロック等を使用

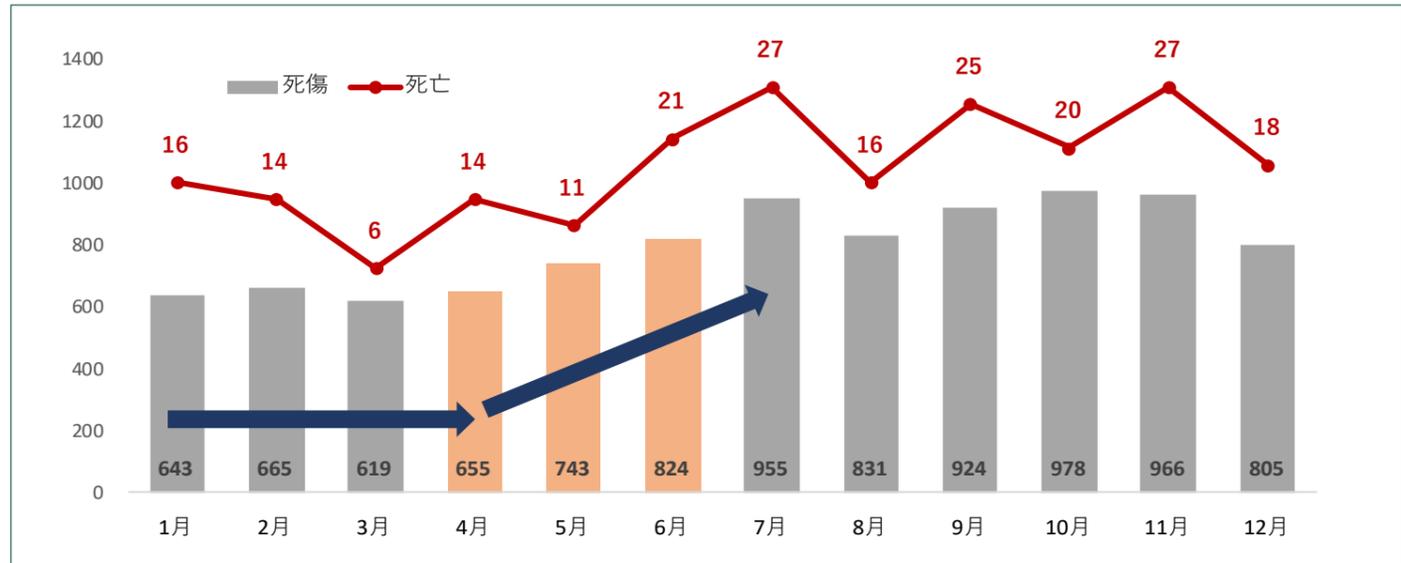
- (1) 重機災害防止対策
 - ア 車両系建設機械
 - a 作業計画の策定（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - b 立入禁止区域の明確化
 - c 誘導者の配置による転落・接触防止
 - d b及びcに加え、自動警報機能や自動停止機能を利用した有効な立入禁止措置の導入
 - e 主たる用途以外の使用制限
 - f 路肩、傾斜地等における転落、転倒防止
 - g 特定自主検査を含む定期自主検査の実施
 - イ 移動式クレーン
 - a 作業計画の策定（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用
 - f 性能検査・定期自主検査の実施
- (3) 土砂崩壊災害防止対策
 - ア 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - イ 作業開始前の地山の点検
 - ウ 作業主任者の選任、職務の励行
 - エ 作業手順に基づく安全作業
 - オ 現場責任者による巡視・点検の励行
 - カ 構築物・仮設物の倒壊防止
- (4) 交通労働災害防止対策
 - ア 路面状況にあった安全な速度での走行
 - イ 工事現場における第三者車両からの危害防止措置
 - ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
 - エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転等の教育に活用
 - オ 運転者の負担軽減等の過労運転の防止対策
- (5) 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- (6) 転倒災害防止対策の取組
- (7) 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施
- (8) 暑さ指数（WBGT値）を活用した熱中症予防対策の取組

建設工事着工期労働災害防止運動

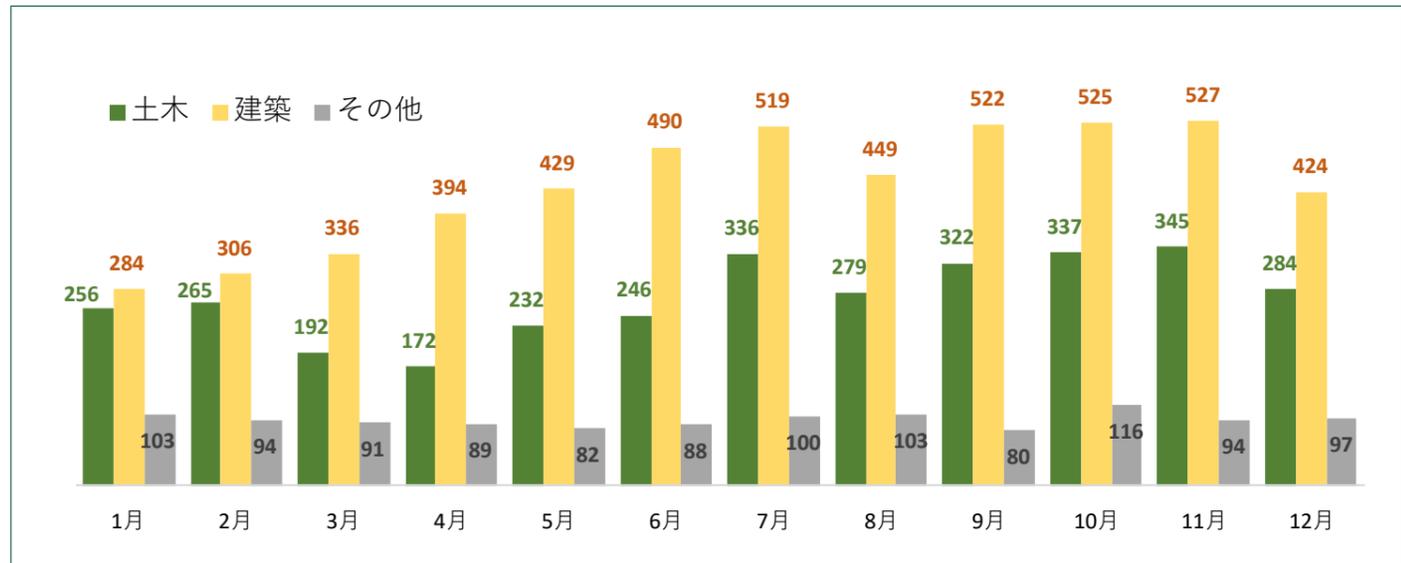
～「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期～

運動期間：令和6年4月1日～6月30日

◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成25年～令和4年)の各月計



◆ 業種別・月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成25年～令和4年)の各月計



- 建設工事現場が動き出す4月～6月の「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期です。
- 安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点として「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。
- 特に、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の一層の促進を図ることとします。



建設工事着工期労働災害防止運動



STOP! 労働災害

運動期間 令和6年4月1日～6月30日

第14次労働災害防止計画の建設業の重点取組事項

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- 転倒災害防止対策の取組
- 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施



建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。

《実施要綱に基づく重点取組事項》

- ❑ 各種安全衛生教育を確実に実施しましょう（店社、現場、協力会社としてRA・KYT・TBM等）。
- ❑ 新規入場、配置替、能力向上教育等を確実に実施しましょう。
- ❑ 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく作業計画を作成しましょう。
- ❑ 職長・作業主任者による適切な作業指揮を実施しましょう。
- ❑ 屋根、足場、はしご等からの墜落・転落災害防止措置を確実に行いましょう。
- ❑ 高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。
- ❑ 通勤経路の交通ヒヤリマップの作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。



北海道労働局ホームページ
「建設工事着工期労働災害防止運動」



北海道労働局 ・ 労働基準監督署（支署）

[工事事務所などに掲示しましょう]